



三鷹市環境基本計画 2027



令和 7 (2025) 年 3 月

三鷹市

「循環・共生・協働のまち みたか」をめざして

近年、台風や集中豪雨の激甚化による都市型水害の発生や夏の猛暑などといった、気候変動の影響による自然災害の発生が頻発しています。

地球温暖化を含む気候変動対策が人類共通の課題であるとの認識の中、三鷹市では2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を令和4(2022)年12月に宣言しました。

三鷹市は、都立井の頭恩賜公園や国立天文台、国際基督教大学など、公園や研究機関の緑、さらには河川などのせせらぎや農地といった環境が残されている生活都市です。私たちには、地球規模の環境に配慮した取り組みが求められる一方で、三鷹に残された環境の財産を次世代に引き継いでいく責任があります。

本計画の推進にあたっては、市が率先垂範して取り組むだけでなく、公募で集まった市民・事業者の皆様が活躍されている「みたか環境活動推進会議」をはじめとして、多くの市民、事業者、団体の皆様が連携して取り組むことが大変に重要です。みたか環境活動推進会議では、市民の皆様が環境保全のために日々実践しているアクションを紹介するリーフレットを作成し、そこに掲載されているアクションの一部は、本計画における環境保全行動指針としても掲載しています。

今後も、「循環・共生・協働のまち みたか」の実現に向けた取り組みへの、幅広い市民の皆様、事業者の皆様のご参画をお願いいたします。

令和7（2025）年3月

三鷹市長 河村 孝

目次

第1章 計画の基本的事項	1	第3章 三鷹市がめざす環境像	10
1-1 計画の目的		3-1 三鷹市がめざす環境像	
1-2 計画の位置づけ		3-2 環境目標	
1-3 計画期間			
1-4 計画の対象範囲			
第2章 施策の背景	2	第4章 環境施策と環境保全行動指針	11
2-1 持続可能な社会		施策の基本体系	
2-2 気候変動対策		環境目標1 ゼロカーボンシティの実現	
2-3 資源循環		環境目標2 ごみの減量・資源化・適正処理	
2-4 緑化・生物多様性		環境目標3 安全で快適な都市環境	
		環境目標4 人と自然の共生	
		第5章 計画の推進に向けて	30

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の目的

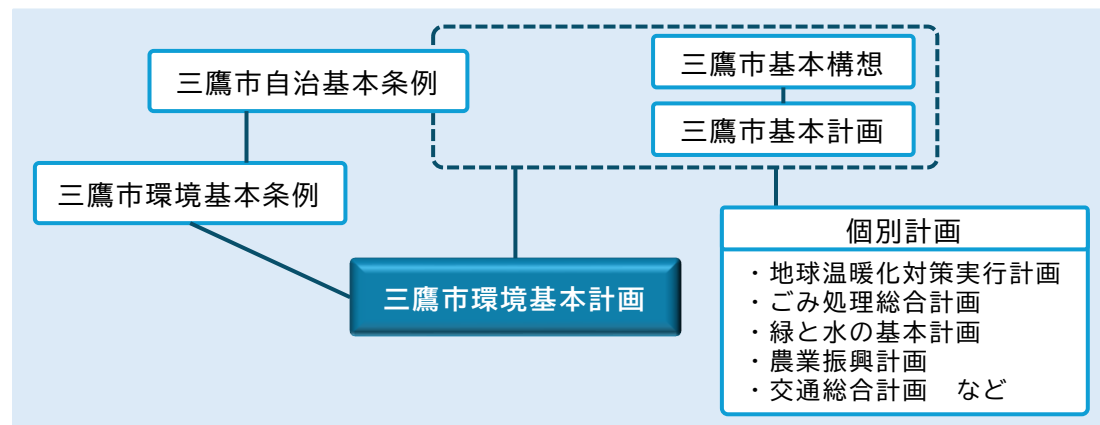
環境基本計画は、市民が健康で安全かつ快適な生活ができ、人と自然が共生し、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちの実現を目的として、総合的・計画的に環境施策を行うためのものです。平成14(2002)年3月に「環境基本計画」、平成24(2012)年3月に「環境基本計画2022」をそれぞれ策定し、「循環・共生・協働のまち みたか」を実現するため、環境目標を定め、各目標の達成度を確認するための達成指標を設定し、施策を推進してきました。

環境基本計画2027(以下、「本計画」という)の策定においては、「三鷹市基本構想」及び「第5次三鷹市基本計画」に基づき、三鷹の環境保全を考えるうえで、施策の必要性や優先度を見極め、簡素化を図りながらも実効性に重点を置いた実施計画の側面を持った計画とします。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、三鷹市環境基本条例第10条の規定に基づき、環境保全などの基本施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

また、この計画は「三鷹市基本計画」に基づく個別計画であり、「地球温暖化対策実行計画」「ごみ処理総合計画」「緑と水の基本計画」「農業振興計画」「交通総合計画」など、他の個別計画と整合を図り、補完・連携しあうものです。



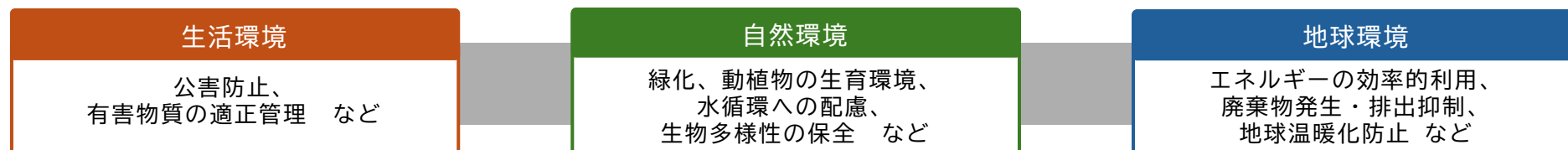
1-3 計画期間

本計画の期間は、「第5次三鷹市基本計画」と整合を図り、令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間とします。



1-4 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の分野は、「三鷹市環境基本条例」に基づき、以下のとおりとします。



第2章 施策の背景

2-1 持続可能な社会

令和6(2024)年3月に、三鷹市では「あすへのまち三鷹」を着実に進展させていくため、「三鷹市基本構想」を定めました。誰一人取り残さず、いつまでも暮らし続けることができる「高環境・高福祉のまちづくり」を、「あすへのまち三鷹」に向けた政策の柱としています。

令和6(2024)年6月には、「第5次三鷹市基本計画」を策定し、将来的な人口減少や人口構成の変化を見据え、多様化、複雑化する行政課題に計画的に対応するとともに、緊急時には機動性を発揮できるよう、都市経営の視点を持ちながら、「高環境」と「高福祉」が調和した持続可能なまちづくりを推進しています。

第5次三鷹市基本計画は、令和3(2021)年4月に設置した市民参加でまちづくり協議会(詳細はP3)を中心とした多層的な市民参加を通して、多くの市民の意見を反映した計画です。

◇都の動向 ◆東京都環境基本計画2022を策定

- 令和4(2022)年に、2050年のあるべき姿の実現に向け策定
- 2030年までの行動が極めて重要との認識の下、「3+1の戦略」により、各分野の環境問題を包括的に解決

【3+1の戦略】

- 0 直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組
- 1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用
- 2 自然と共生する豊かな社会の実現
- 3 良質な都市環境の実現



東京都環境基本計画2022表紙

出典:「東京都環境基本計画2022」東京都環境局

◇国の動向 ◆第六次環境基本計画を策定

- 第一次環境基本計画が策定されてからちょうど30年の節目である令和6(2024)年に策定
- 気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機を認識の下、計画の根幹をなす目的・方針が改定
- 環境政策の最上位の目標に「現在及び将来の国民一人ひとりのウェルビーイング、高い生活の質、経済厚生の上昇」の実現を掲げた点が特徴

令和5(2023)年世界の主な異常気象・気象災害



出典:「第六次環境基本計画」環境省

◇世界の動向 ◆持続可能な開発目標(SDGs)

- 平成27(2015)年に、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択

持続可能な開発目標(SDGs) 17のゴール

- 2030年までに達成すべき「持続可能な開発目標(SDGs)」として、17の目標を提示
- 令和元(2019)年「持続可能な開発のための教育:SDGs実現に向けて(ESD for 2030)」を採択



出典:国連広報センター

市民参加でまちづくり協議会～Machikoe（マチコエ）～

市民参加でまちづくり協議会～Machikoe(マチコエ)～とは、「三鷹市基本構想」及び「第5次三鷹市基本計画」の策定に向けて、市民の皆さんと一緒に魅力と活力のある三鷹をめざすための新たな取組として、令和3(2021)年度に市が設置した協議会です。

公募等で集まった市民ボランティアである協議会メンバーが、テーマ別の部会・グループに所属し、様々な手法を用いてまち（市民）の声を聴き、部会・グループでのディスカッションを通して、未来に向けたまちづくりのアイデアを提案しました。合計473人もメンバーが参加し、令和5（2023）年12月末日で、協議会の活動期間（協議会メンバーの任期）は終了しました。

令和5(2023)年7月8日に開催された市民参加でまちづくり協議会第4回全体会(最終報告会)にて、市に政策提案が提出されました。本計画の策定においても、これらの提案を中心とした多層的な市民参加で寄せられた、多くの市民意見の主旨を踏まえ、計画のビジョンである環境目標や環境施策等を取りまとめています。



2-2 気候変動対策

三鷹市では、令和4(2022)年に2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることをめざす「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。令和6(2024)年には、三鷹市地球温暖化対策実行計画(第4期計画)を改定し、積極的に高い目標を設定して施策を推進するとともに気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)にも取り組んでいます。

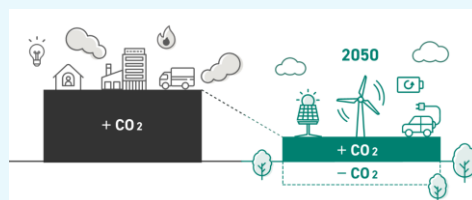
「ゼロカーボンシティ」をめざすうえで、公共施設における省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの積極的な活用、市民・事業者等の使用エネルギーの収支ゼロをめざした施策を進めています。



気候変動への対策として、2050年までにカーボンニュートラル実現に取り組むことは、全地球の国境を越えた最重要課題となっており、2030年はその進捗を測る中間として「カーボンハーフ」の目標年とされています。社会経済の変革を促し、成長へとつなげていく取組が求められています。

◇国の動向 ◆脱炭素社会実現のための政策推進

- 令和2(2020)年に「2050年カーボンニュートラル宣言」を公表し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定
- 令和3(2021)年には、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法に位置づけ「地球温暖化対策計画」や、「第6次エネルギー基本計画」、「気候変動適応計画」が閣議決定され、脱炭素社会実現のための政策を推進



カーボンニュートラルのイラスト

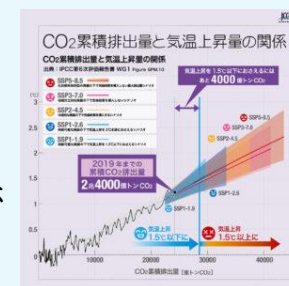
出典:「脱炭素ポータル」環境省

◇都の動向 ◆脱炭素への政策を強化

- 気候危機の深刻化を受け、2030年までの行動が極めて重要との認識のもと、令和3(2021)年に「カーボンハーフ」を表明2030年までに都内の温室効果ガス排出量を50%削減(平成12[2000]年比)すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで引き上げることを決定
- 令和3(2021)年に、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定再生可能エネルギーの基幹エネルギー化、ゼロエミッションビルの拡大などの施策を提示
- 令和4(2022)年には、「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速」を公表

◇世界の動向 ◆カーボンニュートラルの方向性

- 平成27(2015)年に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で「パリ協定」を採択「産業革命前からの世界の平均気温の上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目的に、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする方向(カーボンニュートラル)を提示
- 令和5(2023)年の国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)で、1.5℃目標達成のために温室効果ガスを2030年までに令和元年(2019)年水準比43%、2035年までに60%の大幅削減が必要と認識



CO₂累積排出量と気温上昇量の関係

出典:全国地球温暖化防止活動推進センター

三鷹市環境基本計画2022の達成状況

温室効果ガス削減の取組として、一部の小中学校に太陽光発電設備や蓄電池を設置するほか、照明や街路灯のLED化などを進めてきました。また、公共施設全体では、設置可能な施設が明らかでなかったため、令和5(2023)年度に設置可能性調査を行いました。

平成29(2017)年度に開設した三鷹中央防災公園・元気創造プラザでは、隣接するクリーンプラザふじみからごみの焼却に伴う熱を利用した電力と余熱を利用する等、施設の統廃合等による効率化と温室効果ガスの排出削減に努めてきました。

環境基金を活用し、市民、事業者が設置した太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーや高効率給湯器等の設置費用の一部支援を進めるとともに、環境に関する優良な活動への支援及び顕彰事業を行ってきました。

しかし、近年の夏の猛暑などにより業務用電力使用量が増加するなどしており、三鷹市における温室効果ガス総排出量は目標を達成できませんでした。

【達成指標と数値項目】

達成指標項目	計画策定時	令和5年度	目標値	達成状況
三鷹市における温室効果ガス総排出量※1	685,000t-CO ₂ (平成25年度)	655,000t-CO ₂ (令和3年度実績値)	591,000t-CO ₂	未達成
排出係数	0.522	0.445	—	—
三鷹市公共施設の温室効果ガス総排出量	15,414t-CO ₂ (平成25年度)	12,056t-CO ₂	12,747t-CO ₂	達成
排出係数※2	0.406	0.449	—	—
新エネルギー導入助成による最大出力の累積値※3	917kW (平成22年度)	5,755kW	5,717kW	達成

※1 「オール東京標準化手法(オール東京62市区町村共同事業)」により算出しており、温室効果ガスの算定根拠とする諸統計データの入手・確定に3か年ほどの期間を要する

※2 平成25年度は東京電力の調整後排出係数、令和4年度実績値は各施設の電力に基づいて算出した排出係数

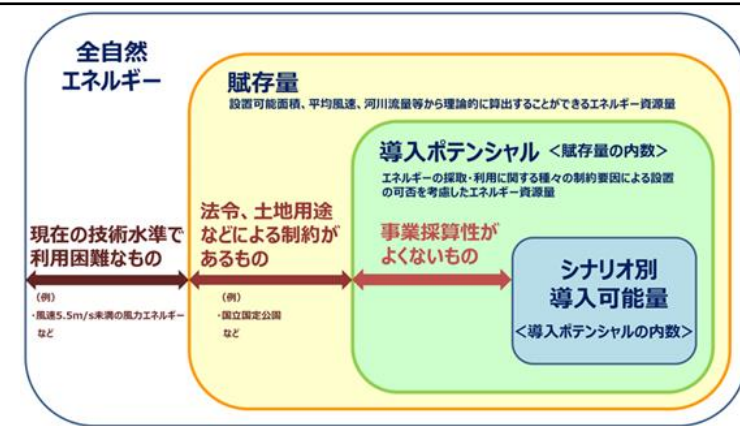
※3 市の助成制度を利用して設置された太陽光発電設備及び燃料電池コージェネレーションによる最大出力の累計値(エコタウン開発奨励制度により設置された太陽光発電設備も含む)

※計画策定時からのデータ推移等その他の詳細は、三鷹市公式ホームページ「第4期三鷹市地球温暖化対策実行計画(第1次改定)」及び「環境保全のあらまし」をご参照ください。

再生可能エネルギー導入ポテンシャル

再生可能エネルギー導入ポテンシャルとは、全自然エネルギーから一定の事業性や土地利用の法的規制・制限の条件を除いた資源量と定義されています。
【ポテンシャルの種類と定義】

- **賦存量**
利用に際し最低限と考えられる大きさのあるエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)
- **導入ポテンシャル**
賦存量のうち、土地の傾斜、居住地からの距離など種々の制約要因により利用できないものを除いたエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)
- **事業性を考慮した導入ポテンシャル**
事業性を考慮したエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)
三鷹市は、地域特性上、太陽光の導入ポテンシャルが有望と考えられます。



2-3 資源循環

三鷹市では、分別収集の実施や事業系ごみ・家庭系ごみの有料化などにより、ごみの発生・排出抑制、リサイクルを推進してきました。近年では、令和2(2020)年にプラスチック製買物袋の有料化が始まったほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4(2022)年に施行され、さらなる施策を推進しています。

循環型社会形成に向けては、第五次循環型社会形成推進基本計画に基づき循環経済への移行を加速化することなど、廃棄物行政を取り巻く状況が変化しています。

経済成長と人口増加に伴い世界における資源消費量が増え、天然資源の減少や廃棄物の増加、それによる生物多様性の損失など、地球規模の影響が懸念されています。化石燃料や天然資源の消費抑制に加え、3Rの適切な推進を図り「循環型社会」を形成していくことが求められています。



◇都の動向 ◆循環型社会をめざした政策を強化

- 令和3(2021)年、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定
3Rやプラスチック対策、食品ロス対策といった資源循環分野を気候変動対策に位置づけ
- 同年、「東京都食品ロス削減推進計画」を策定
目標「2030年までに都内の食品ロスを量を50%削減(平成12〔2000〕年比)」と、「2050年食品ロス実質ゼロ」を目標に設定



2030年に向けた主要目標

出典:「東京都食品ロス削減推進計画」東京都環境局

◇国の動向 ◆循環型社会形成推進基本計画を改定

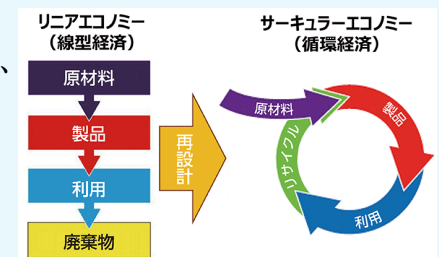
- 令和元(2019)年、3R+Renewableを基本原則とし、2035年までのマイルストーンを示す「プラスチック資源循環戦略」を公表
- 同年、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減法)が施行
- 令和4(2022)年には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行
- 令和4(2022)年に、2050年カーボンニュートラルを見据えた循環経済(サーキュラーエコノミー)、循環経済工程表を公表
- 令和6(2024)年、「第五次循環型社会形成推進基本計画」を公開

◇世界の動向 ◆資源循環の方向性

- 令和元(2019)年、G20大阪サミットで、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を首脳間で共有

循環経済への移行

- 令和5(2023)年、G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合で、循環経済(サーキュラーエコノミー)を、気候変動対策、生物多様性の保全と並び行動を強化すべき分野として位置づけ議論



出典:「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」環境省

三鷹市環境基本計画2022の達成状況

ごみ減量等推進会議の推進員との協働によるごみ減量・資源化等のキャンペーンを実施し、啓発活動を行ってきました。

排出抑制事業(家庭用生ごみ処理装置等購入費助成)により、市民のごみ減量に対する意識向上を図るとともに、排出段階でのごみ量を抑制しました。

再生資源集団回収事業を推進することでリサイクル意識の向上につなげ、資源化を促進しました。

【達成指標と数値項目】

達成指標項目	計画策定時	令和5年度	目標値	達成状況
一人一日あたりのごみ総排出量	743 g (平成22年度)	650 g	688 g	達成
最終処分場に埋め立てるごみの量	0 m ³ (平成22年度)	0 m ³	0 m ³	達成

※計画策定時からのデータ推移等その他の詳細は、「ごみ処理総合計画2027」をご参照ください。

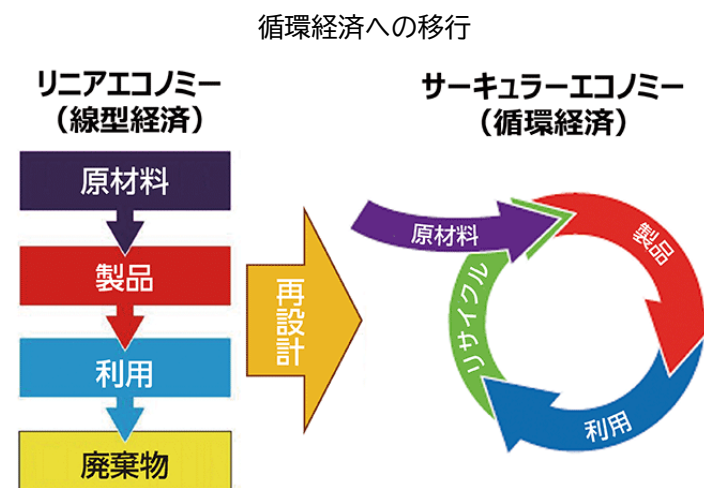
循環経済（サーキュラーエコノミー）

「循環経済(サーキュラーエコノミー)」とは、従来の大量生産から大量消費、大量廃棄への一方通型の線形経済(リニアエコノミー)ではなく、生産から消費、廃棄のあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図り、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等をめざす経済活動のことです。

これまで、廃棄物を減らし、資源をムダなく繰り返し使う取り組みとして、「3R」が推進されてきました。しかし、資源・エネルギーや食糧需要の増大により、廃棄物発生量の増加や資源枯渇などの問題が世界全体で深刻化しています。

そのため、現在では「3R」よりさらに進んだ、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行をめざすことが世界的な潮流となっています。

日本では、令和6(2024)年に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行を、国家戦略として位置付けました。環境面だけではなく、経済・社会課題の同時解決につながるものとしています。



出典:「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」環境省

2-4 緑化・生物多様性

三鷹市では、「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」を策定して、公園緑地の整備や公有地化を進め、恒久的な公園緑地の確保を推進してきました。また、民有地における屋敷林・農地等の保全に対する支援を進めるとともに、緑と水の保全、再生・創出のための施策の検討を進めてきました。

「三鷹らしい緑」の代表的な存在である生産緑地や屋敷林など、農地・民有地の緑に関しては、まちづくりと連動した保全・活用施策を進め、『農のある風景』の保全に努める必要があります。



「自然と共生する世界」という2050年の目標を掲げ、生物多様性の損失を食い止め、回復させる目標（ネイチャーポジティブ）が世界共通の目標となり、実現に向けたみどり・生物多様性の保全を進めていくことが求められています。

◇都の動向 ◆東京都生物多様性地域戦略を策定

- 令和2(2020)年に「緑確保の総合的な方針」を改定
将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全の推進、「特定生産緑地」の新設を明示し、生産緑地を保全すべき農地として明確化
- 令和5(2023)年、「東京都生物多様性地域戦略」を策定
2030年に達成すべき目標として、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を提示
自然地の減少、侵略的外来種といった都内の課題や、大都市東京が世界の生物多様性に与える影響などを踏まえ、3つの基本戦略と行動目標を設定

- 【3つの基本戦略】
- 1 「生物多様性の保全と回復」
 - 2 「生物多様性の持続的な利用」
 - 3 「生物多様性に関する理解と行動変容」

◇国の動向 ◆生物多様性国家戦略を改定

- 令和元(2019)年に「グリーンインフラ推進戦略」を公表
気候変動、国際競争の激化などの経済状況、人口減少や少子高齢化などの課題解決の手法の1つとして、「自然環境のもつ多様な機能の積極的な活用」・「多様な主体の参画・連携」による持続可能な魅力ある土地づくりを提示
- 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を受け、令和4(2022)年に「30by30ロードマップ」を策定
- 令和5(2023)年には生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画である「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定
2050年ビジョンを「自然と共生する社会」とし、2030年に向けた目標として、「ネイチャーポジティブ」を掲げ、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略を設定

◇世界の動向 ◆生物多様性保全の方向性

- 令和4(2022)年、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で昆明・モントリオール生物多様性枠組を採択
生物多様性の損失を食い止め、回復させる目標（ネイチャーポジティブ）に向けて、2030年までに自国の陸域・海域の少なくとも30%の保全・保護をめざす「30by30」目標を提示



昆明・モントリオール生物多様性枠組のパネル

出典:「生物多様性biodiversity」環境省

三鷹市環境基本計画2022の達成状況

農の四季コンテスト等の実施を通じて、市民の都市農地・都市農業に対する理解の醸成を図るほか、学校給食への市内産野菜の使用率向上による地産地消のための支援などに取り組み、都市農業の振興を推進しました。

緑と水の3大拠点(大沢の里、牟礼の里、丸池の里)において、地域ボランティアとの協働により、水田作業や祭りの実施、わさび田の保全や環境教育等を通じて農のある風景の維持、緑の保全を図りました。

生物多様性につながる、キンラン・ギンランなど希少種の保全活動を行ったほか、ナラ枯れ樹木の伐採など、樹林地の保全に努めてきました。

【達成指標と数値項目】

達成指標項目	計画策定時	令和5年度	目標値	達成状況
農地面積	171ha (平成22年度)	141ha	140ha	達成
緑被率	33.46% (平成21年度調査)	32.20%	33.00%	あと少しで達成
生垣化率	20.5% (平成21年度調査)	21.8%	22.0%	あと少しで達成
屋上緑化	337箇所 24,843㎡ (平成21年度調査)	404箇所 32,250㎡	336箇所 36,000㎡	あと少しで達成

※計画策定時からのデータ推移等その他の詳細は、「緑と水の基本計画2027」をご参照ください。

地産地消、6次産業化

「地産地消」は、農産物が生産された地域内において農産物を消費するなどの取組です。地域の直売所の設置や地域農産物の加工品製造などを通じて、6次産業化にもつながります。

「6次産業化」とは、農業者(1次産業)が、農畜産物の生産だけではなく、加工・製造(2次産業)や、販売・サービス等(3次産業)にも取り組むことで、地域資源に新たな付加価値を生み出し、農業所得の向上をめざすことです。

三鷹市では、市内産農産物の付加価値を高めるため、一度に消費できない又は生鮮で利用困難な農産物の粉末化等の加工など、6次産業化の検討を推進します。

また、三鷹産農産物のブランド化支援や飲食店、加工業者、観光事業などの異業種事業連携を検討します。

6次産業化の概要



出典:「農林漁業の6次産業化」農林水産省ホームページ

第2章 施策の背景

3-1 三鷹市がめざす環境像

「三鷹市基本構想」では、構想の基本目標を「あすへのまち三鷹」としており、誰一人取り残さず、いつまでも暮らし続けることができる「高環境・高福祉のまちづくり」を、「あすへのまち三鷹」に向けた政策の柱としています。

この基本目標の実現をめざし、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を実現し、持続可能な都市への転換を図るため、本計画の基本理念として、三鷹市がめざす環境像を次のとおり定めます。

「循環・共生・協働のまち みたか」

3-2 環境目標

三鷹市がめざす環境像「循環・共生・協働のまち みたか」を実現するため、次の4つの目標を定め、これらの方向に沿った施策を展開していきます。さらに、各目標の達成度を確認するため、それぞれ達成指標を設定します。

施策を展開するにあたっては、環境学習事業など、環境について考える機会を設け、一人ひとりが足元から環境について考え、市民・事業者・市の協働による環境保全行動の実践をより強化します。

環境目標1 ゼロカーボンシティの実現

環境目標2 ごみの減量・資源化・適正処理

環境目標3 安全で快適な都市環境

環境目標4 人と自然の共生

第4章 環境施策と環境保全行動指針

施策の基本体系

三鷹市の環境施策については、4つの環境目標を定め、この方向に沿って推進していきますが、三鷹市がめざす環境像「循環・共生・協働のまち みたか」を実現するためには、市民・事業者のみなさんの積極的な環境保全行動の実践も、大変重要となります。

また、世界の共通目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念を認識し、SDGsの17の目標との関連性を示すとともに、世界共通目標の達成に貢献していきます。

めざす
環境像

環境目標

環境施策

循環・共生・協働のまち
みたか

目標
1

ゼロカーボンシティの実現

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



- (1) 公共施設における省エネ・再エネ活用
- (2) 省エネ・再エネ設備設置等支援
- (3) 自転車交通環境整備
- (4) 交通ネットワークの構築
- (5) 環境学習・啓発事業
- (6) 環境活動顕彰
- (7) カーボンオフセット

目標
2

ごみの減量・資源化・適正処理

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



- (1) ごみの発生・排出抑制
- (2) 適正処理
- (3) 資源循環

目標
3

安全で快適な都市環境

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



- (1) アスベスト対策
- (2) 光化学スモッグ対策
- (3) 地下水保全
- (4) 光害対策

目標
4

人と自然の共生

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



- (1) 緑化
- (2) 農地・緑地の保全
- (3) 水循環

環境目標 1 ゼロカーボンシティの実現



三鷹市では、2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」をめざし、脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策を実行していくことを宣言しましたが、現状すう勢では、令和2（2020）年以降、温室効果ガス排出量が微増予測にあり、さらなる施策が不可欠な状況にあります。

こうした中、市が率先して事務・事業に伴って排出する温室効果ガスを削減し、その取組内容や成果などの情報提供のほか、環境啓発・学習事業を実施し、市民の環境への意識や行動を高める施策を進めます。

達成指標

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
三鷹市全域の温室効果ガス排出量	655千t-CO ₂ (令和3年度)	528千t-CO ₂ (令和6年度実績)
三鷹市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量	12,056t-CO ₂	10,007t-CO ₂ (令和8年度実績)
環境学習・啓発事業の参加者数	551人	1,102人
市の助成対象設備による二酸化炭素の年間削減量	3,817t	4,300t

※計画策定時からのデータ推移等その他の詳細は、三鷹市公式ホームページ「第4期三鷹市地球温暖化対策実行計画（第1次改定）」及び「環境保全のあらまし」をご参照ください。

ゼロカーボンシティ宣言

～2050年 脱炭素社会の実現をめざして～
近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動は、猛暑、集中豪雨、干ばつなどを引き起こし、世界各地に被害をもたらしています。こうした環境を取り巻く状況は、地球規模で大きな課題となっており、猛暑日による熱中症など、温暖化の脅威が私たちの暮らしに関わる大きな問題となっています。
この現代社会が抱える諸課題を解決するためには、市民・事業者、そして市が協働した「オール三鷹」で、環境・経済・社会が統合的に向上する持続可能な社会を実現しなければなりません。
三鷹市では、これまでに、再生可能エネルギーの活用、省エネルギー対策の推進や、市独自の環境マネジメントシステム「みとかE-Smart」をとおして、環境負荷の低減や環境貢献に取り組んでまいりました。
令和4年第34回「星空の街・あおぞらの街」全国大会の開催にあたり、私たちは、「100年後の地球～今、私たちにできること～」をテーマに掲げました。未来を担う次世代に、豊かな自然を貴重な財産として引き継いでいくため、三鷹市は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」をめざし、脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策を実行していくことをここに宣言します。

令和4（2022）年12月1日
三鷹市長 河村 孝

目標
1

(1) 公共施設における省エネ・再エネ活用

ゼロカーボンシティの実現に向けては、公共施設における温室効果ガス排出削減の取組を進めることが重要です。職員一人ひとりの省エネ意識による取組、省エネ型の建物・設備機器への更新・改修・管理、さらにはカーボンニュートラルエネルギーの有効活用を図るなどの取組を推進していきます。

具体的な環境施策

- 「公共施設への太陽光発電設備等導入可能性調査」に基づき、以下の導入可能施設(※)への太陽光発電設備導入(導入可能施設のうち、2030年までに50%以上の施設で導入)
 - ※【導入可能施設】井の頭コミュニティ・センター(本館・新館)、市民センター(弓道場)、牟礼保育園、高齢者センターけやき苑、福祉Laboどんぐり山 ⇒すべて導入した場合の出力合計値 141.4kW
- 公共施設で使用する電力は、温室効果ガス排出係数の低い事業者と契約し、カーボンニュートラル化したエネルギーの有効活用を図ります。
- 公共施設の新築時には、ZEB(ZEB Ready以上)の整備を標準として検討します。
- 電気自動車充電設備を設置します。
- 公用車においてプラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車などの次世代自動車を導入するとともに、適正利用を図ります。
- 環境マネジメントシステム「みたかE-Smart」のPDCAサイクル運用によるカーボン・マネジメントを図ります。

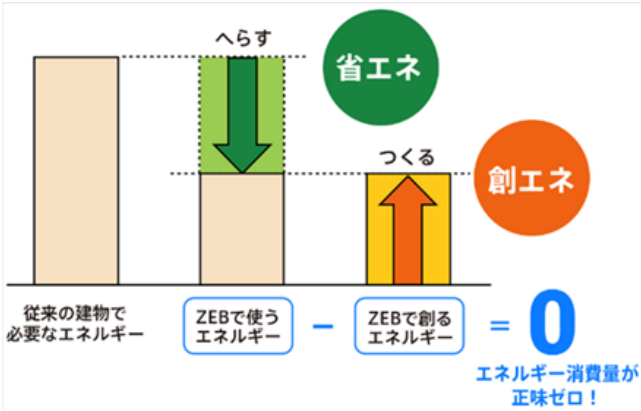
ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

ZEBは、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のことです。省エネによって使うエネルギーを減らし、太陽光パネルの設置などにより使う分のエネルギーを創ることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにします。

【ZEBの種類】

	エネルギー消費量水準	
	省エネルギー化	省エネルギー化+創エネルギー※
ZEB	基準の50%以下まで省エネ化	基準の0%以下まで削減
Neary ZEB		基準の25%以下まで削減
ZEB Ready		設定値なし
ZEB Oriented	事務所・学校等は60%以下まで省エネ化 集会所等は70%以下まで省エネ化	設定値なし

※創エネルギー：再生可能エネルギー(太陽光発電設備)の導入など



図「ZEB」
出典：「ZEB PORTAL(ゼブ・ポータル)」環境省

目標
1

(2) 省エネ・再エネ設備設置等支援

ゼロカーボンシティの実現に向けては、市民、事業者等が使用するエネルギーを【減らし】、【創り】、【賢く使い】、【活かす】ことが重要です。三鷹市環境基金を活用し、家庭及び事業所等への効率的かつ効果的な省エネ設備の導入、太陽光発電設備や蓄電池の導入、住宅・建築物における断熱改修等を支援するほか、消費するエネルギーの収支をゼロにすることをめざした住宅などの建設事業を支援します。

また、住宅や事業所等におけるエネルギーの効率的な活用を図るため、ライフスタイルの転換や設備更新などを推進します。

具体的な環境施策

- 市民等が行う、太陽光発電設備や蓄電池、太陽熱利用システム等の新エネルギー導入経費を助成します。
- 市民等が行う、高効率給湯器や高断熱窓・玄関ドア等の省エネルギー設備設置経費を助成します。
- 消費エネルギーの収支ゼロをめざし、エネルギーの創・蓄・省を備えた住宅・建築物を建築するゼロエネルギータウン事業を奨励します。
- 市民、非営利団体等が実施する環境活動を支援します。
- 事業者の省エネ設備への更新や生産性向上によるエネルギー削減を支援します。
- 助成制度による温室効果ガス削減効果を金額に換算し、その価値を周知していきます。

環境保全行動指針

みたか環境活動推進会議委員が市民の皆様からいただいた、日々実践しているアクション(原文)などを含みます。

市民

- ・ 太陽光発電設備や蓄電池、太陽熱利用システムを導入し、再生可能エネルギーを活用します。
- ・ 高効率給湯器や高断熱窓・玄関ドア等を導入し、省エネルギーに努めます。
- ・ 住宅を建てる際には、省エネ性能の高い住宅を建築します。
- ・ 団体が実施する環境活動に参加、協力をします。

～市民が実践しているアクション～

- ・ 照明をLEDに交換しています。

事業者

- ・ 太陽光発電設備や蓄電池を導入し、再生可能エネルギーを有効活用します。
- ・ 照明や空調を適切に利用し、無駄なエネルギー使用を控えます。
- ・ 省エネ・省資源製品の開発や製造、販売に取り組みます。

目標
1

(3) 自転車交通環境整備

三鷹市域で発生するCO₂のうち、運輸部門の排出量は、総排出量の約11.9%(令和3年度実績)を占めています。排出量の内訳をみると、自動車のガソリン使用に伴うものが運輸部門全体の64.1%を占めており、自動車使用の抑制を図っていく取組が重要です。

CO₂排出や騒音・振動が少なく、健康増進効果などの効果も見込める自転車の活用を推進します。

具体的な環境施策

- 道路状況に応じた自転車走行空間を拡充し、走行空間ネットワークを整備します。
 - 自転車需要に応じた駐輪環境整備、違法駐輪・放置自転車の指導や取締りを行い、駐輪場の利便性向上を図ります。
 - 自転車利用者の交通ルールの徹底やモラルを向上させるため、自転車安全講習会を継続的に実施します。
 - 自転車の安全利用・マナーアップを図るため、交通安全パトロールや自転車教室、通学路点検等に取り組みます。
 - シェアサイクル活用を推進するため、民間事業者と連携し、利用環境の向上を図ります。
- ※施策の詳細は「交通総合計画2027」において取りまとめ、推進していきます。

環境保全行動指針

みたか環境活動推進会議委員が市民の皆様からいただいた、日々実践しているアクション(原文)などを含みます。

市民

- ・ 交通ルールやモラルを守ります。
- ・ ヘルメットの着用など自転車の安全な利用に努めます。
- ・ 違法駐輪、自転車放置をしません。

～市民が実践しているアクション～

- ・ 車より、徒歩や自転車を使うようにしています。
- ・ 30分くらいのところなら、なるべく歩いて移動しています。
- ・ 「タッタカくん！ウォーク&ラン」アプリを活用して、自動車ではなくウォーキングを習慣化して、ポイントをゲットしています。

事業者

- ・ 通勤の際には自転車使用を促進し、自動車の使用を抑制します。
- ・ 駐輪場や使用ルールなどを整備し、自転車の活用を図ります。
- ・ 従業員の交通ルール順守をチェックし、自転車を安全に利用します。

目標
1

（４）交通ネットワークの構築

地域公共交通は、通勤・通学の重要な移動手段であるとともに、買い物や通院等の日常生活を支える重要な移動手段です。自家用車に頼らず、誰もが安心して快適に移動できる公共交通環境の整備を進め、自動車使用の抑制を図る取組を推進します。

具体的な環境施策

- AIデマンド交通の推進、まちづくり拠点と連動した乗り換え環境の整備と連動しながら、コミュニティバスの運行の最適化に取り組みます。
 - 交通ネットワーク全体構想に基づき、まちづくり拠点の整備と連動して乗り換え環境の整備を行います。
 - 乗り換え割引や共通乗車券の導入検討、サイクル&バスライド等交通モード間の乗り換え環境を整備します。
 - 天候や時間帯により交通混雑が生じている三鷹駅南口駅前広場について、バス停車場を拡充し、改善を図ります。
 - コミュニティ交通と「みたか地域ポイント(愛称:みたポ)」の連携により、利用者の利便性向上及び定着を図ります。
- ※施策の詳細は「交通総合計画2027」において取りまとめ、推進していきます。

AIデマンド交通

公共交通は、電気や水道と同じように「ライフライン」の側面を持っていますが、バスなどの公共交通機関は利用する人の減少や交通事業者を取り巻く環境の悪化などにより、現状のバス・タクシーの台数を維持することも難しくなっています。

市では、まちづくりと連携した交通ネットワークの形成に向け、交通事業者との競合ではなく、共創の観点から交通不便地域における市域内での運行を前提としつつ、地域の交通や道路事情を考慮し、路線バスやコミュニティバスの運行が困難な地域にAIデマンド交通を導入します。

(市が行っている実証運行の詳細などについては、三鷹市公式ホームページをご参照ください。)

【新たな移動手段に】

小型車両を活用した予約型の運行システムにより、自宅の周辺で乗車して、目的地の周辺で降車が可能となり、地域の皆さんの外出促進や買い物支援を行っています。

【事前予約制の交通サービス】

バスのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定した時間に指定した場所まで運行するサービスです。

目標
1

(5) 環境学習・啓発事業

地球温暖化対策など市民の共通課題である環境問題の多くは、私たちの日常生活及び通常の事業活動に起因しており、その解決に向けた活動が積極的に推進されなければなりません。環境学習事業など、環境について考える機会を設けて、一人ひとりが足元から環境について考え、環境保全行動の実践につながるよう取組を推進します。

具体的な環境施策

- 「みたか環境活動推進会議」との協働により、市民のニーズや環境意識の高揚、将来を担う子どもたちへの環境教育につながる情報発信や講座等を実施します。
- 環境活動を体系的に学習できる講座の開設や様々な学習メニューの提供を行うとともに、イベントなどによる体験学習の機会を提供します。
- 広報紙やホームページによる啓発情報を充実するとともに、講座等の実施にあたっては、みたか地域ポイント(愛称:みたポ)の活用など、より参加しやすい環境づくりを進めます。
- 市民や非営利団体、事業者等が行う廃棄物やエネルギーの削減など、先導的な環境活動に対して顕彰を行い、環境活動の普及と啓発を図ります。
- 温室効果ガスの排出状況や公共施設の省エネルギー対策事業、環境マネジメントシステム「みたかE-Smart」の運用状況等を取りまとめ、冊子やホームページで公開します。

環境保全行動指針

みたか環境活動推進会議委員が市民の皆様からいただいた、日々実践しているアクション(原文)などを含みます。

市民

- ・ 市が行う環境イベントに積極的に参加します。
- ・ 団体が実施する環境活動に参加、協力します。
- ・ 自分が取り組んでいる環境活動を周りにも広めます。

～市民が実践しているアクション～

- ・ ボロ布を掃除に利用しています。
- ・ 1番小さいゴミ袋しか買わず、入りきる量しかゴミを出さないようにしています。
- ・ 買い物はマイバッグ必須。コンビニおでんは自宅の鍋を持参しています。
- ・ 野菜の皮など捨てる場所も、炒ってふりかけにしたり、きんぴらにしています。
- ・ 冷蔵庫は、ゆとりをもって冷気の通り道をつくり、冷凍庫はぎゅうぎゅうにして無駄な電力を抑えています。

事業者

- ・ 働く人の環境意識を高める工夫を社内に取り入れます。
- ・ 環境に関する研修会などへの参加を促進します。
- ・ 市民が環境について考える機会になるよう、工場や事業所の見学、体験を受け入れます。
- ・ 環境の取組状況などの情報をホームページなどで公開します。

(6) 環境活動顕彰

環境基金を活用し、先導的な環境活動や環境をテーマにした創造作品を顕彰することにより、環境への関心の芽を大きく伸ばし、市民の環境意識の向上や行動を高める取組を推進します。

具体的な環境施策

- 市民を対象に環境をテーマにしたポスターを募集、表彰します。
- 環境ポスターの展示、市の発行物等への掲載などを行い、市民の環境意識の向上や行動を高めます。
- 市民や非営利団体等が行う先導的な環境活動を表彰します。

これまでの表彰活動・ポスター

【先導的な環境活動の表彰】

身の回りの環境の向上に資する先導的な活動を募集し、優れたものを表彰しています。これまで表彰された活動の事例として、公園などでの自然観察会の開催や、環境に関する講義・ワークショップの開催、地域での清掃活動(地道な長期活動、多くの人を巻き込んでの活動)、ごみ減量への取組などが挙げられます。平成18(2006)年度以降、64件の取組が表彰されており、市民の環境に対する意識の向上や行動推進に寄与してきました。近年では、中学生による市内太陽光パネルの設置状況調査や理美容サロンの使用済みカラー剤チューブのリサイクル、オーガニックフェスタの開催、家庭の生ごみ堆肥とその堆肥を用いた野菜栽培を通じた農園としてのサーキュラーエコノミーの取組などが表彰されました。(取組の内容やこれまでに表彰された活動については、三鷹市ホームページ「環境活動表彰」をご参照ください。)

【環境ポスター】

市民を対象に環境をテーマにしたポスターを募集し、優れたものを表彰しています。
令和6年度は「やってみよう! ~環境にやさしい生活~」というテーマで募集し、568点の応募がありました。三鷹市環境基金活用委員会による厳正な審査の結果、14点の表彰作品及び146点の入選作品が選ばれました。
(他の表彰作品やこれまでの表彰作品については、三鷹市ホームページ「環境ポスター」をご参照ください。)



令和6年度 市長賞



令和6年度 教育長賞

目標
1

(7) カーボンオフセット

市の事務・事業におけるエネルギー使用の削減は、施設や設備の改修・高効率化といったハード面の取組や職員一人ひとりの意識によるソフト面の取組により進めてきました。これらの取組でも削減することのできない温室効果ガス排出は、他の地域の森林整備や間伐等により増大した二酸化炭素吸収量をクレジット化して、そのクレジットの購入等により一部を埋め合わせる(オフセット)取組を行います。

具体的な環境施策

- カーボンオフセットの意義・必要性を周知・啓発し、地球温暖化対策への実践的な取組を促し、国内外の温室効果ガス排出削減・吸収活動を支援します。
- 森林環境譲与税を活用し、姉妹町等が所有する森林の整備を通じて、森林が有する二酸化炭素の吸収価値を創出します。
- 姉妹町等との連携による森林整備と二酸化炭素排出量の実質削減を同時に実現するカーボンオフセット事業を行います。

コラム	森林環境譲与税、カーボンオフセット
平成30(2018)年5月に成立した「森林経営管理法」を踏まえ、パリ協定の枠組みにおける温室効果ガス排出削減目標の達成等を図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。 全国の市町村では、「森林環境譲与税」を活用し、市町村連携による森林整備やカーボンオフセット事業の実施など多様な取組が広がっています。 三鷹市では、「森林環境譲与税」を活用して、福島県矢吹町及び山形県白鷹町とそれぞれ協定を締結し、両町が所有する森林の整備及び保全等を行っています。この取り組みでは、森林が有する二酸化炭素の吸収価値を創出し、三鷹市が排出する二酸化炭素の埋め合わせを行うカーボンオフセット事業を実施しています。 「カーボンオフセット」とは、自らの活動に伴い排出する二酸化炭素等の温室効果ガスを認識・削減した上で、削減が困難な部分の排出量を埋め合わせる取組です。	河村市長と蛭田町長（矢吹町）  河村市長と佐藤町長（白鷹町）  出典:「森林環境譲与税の活用に係る連携に関する協定を締結しました」三鷹市 カーボンオフセットの概念図  出典:「カーボン・オフセットガイドラインVer.3.0」環境省

環境目標 2 ごみの減量・資源化・適正処理



大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を見直し、生産から流通・販売、消費、廃棄までを考えた持続可能な「循環型社会」の形成をめざします。そして、SDGs（持続可能な開発のための目標）の理念を認識するとともに、廃棄物・資源循環分野における温室効果ガスの排出削減に資する取組を進めるなど、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を進めていきます。

具体的には、ごみの発生・排出抑制の推進、適正処理の推進、資源循環の促進について、「ごみ処理総合計画2027」において、各施策を取りまとめ推進していきます。

達成指標

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
一人一日あたりのごみ総排出量	650g	646g
最終処分場に埋め立てるごみの量	0 m ³	0 m ³



(1) ごみの発生・排出抑制

家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物のさらなる減量と資源化を推進します。

(2) 適正処理

分別の徹底と適正な収集運搬業務を推進します。また、有害ごみやリチウムイオン電池等内蔵製品の適正処理に向けた対策を実施します。

(3) 資源循環

従来の3Rに加えて、再生素材や再生可能資源への切り替えの取組を促進するとともに、技術革新による新たなリサイクルシステムの可能性を検討します。

環境目標3 安全で快適な都市環境



大気、水質、騒音・振動等の公害対策については、工場や自動車など、発生源の規制・指導を行うとともに、環境に関する情報については、「環境保全のあらまし」を毎年発行し、広く配布するほか、ホームページに分かりやすく掲載しています。

これらの各種施策を進めてきた結果、三鷹の環境は全般的にはかなり改善され、大気、水質等、多くの環境基準値に適合するに至っています。

しかし、光化学スモッグの発生や地下水汚染の懸念、今後、解体が進むと見られるアスベストを含む建築物からの飛散防止対策といったものは、引き続き施策に取り組むことが必要な状況です。

達成指標

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
大気中アスベスト濃度	不検出	不検出
光化学オキシダント濃度 (1時間値の最高値)	0.131ppm	0.06ppm以下 ※
地下水の環境基準超過 井戸数	10箇所	減少

※ 大気汚染に係る環境基準値(1時間値0.06ppm)以下になることをめざしている



アスベストモニタリング調査(三鷹市)



沿道・交差点環境調査(三鷹市)

目標
3

(1) アスベスト対策

現在では、建築物等にアスベストを含む材料を使用することは禁止されていますが、過去に建てられた建築物では、アスベストを含む材料も残存されており、損傷や劣化によるアスベストの飛散を引き起こす可能性があります。

また、これら建築物の多くは、これから改修・解体の時期を迎えるため、解体等の工事を行う際には、健康被害を防ぐために適切な対策を講じる必要があります。

具体的な環境施策

- アスベストの危険性や飛散防止対策等、暴露防止に必要な情報の周知・啓発を行います。
- 市の公共施設(建築物)において、「三鷹市公共施設アスベスト対策基本方針」に基づき、適正に管理します。
- 建築物等の解体・改修等を行う際の事前調査、アスベストの使用が確認された建築物等の解体、改修(リフォーム)工事への作業基準遵守を指導します。
- 大気中のアスベスト飛散状況をモニタリングし、調査結果はホームページ等で公表します。

アスベストの事前調査

アスベストの事前調査とは、建築物等に使用されている建材にアスベストが含まれているかを確認することであり、解体工事や改修工事において、必要な調査です。アスベストの事前調査は大きく3つの手順に分かれています。最初に書面調査を行います。建築物の設計図や施工記録などの書面をもとにした調査で、過去の施工履歴や使用された建材の情報を確認し、アスベストが使用されている可能性のある建材を特定します。次に目視調査を行います。書面調査の結果をもとに、実際に現地で目視による確認を行います。建築物の外観や内部を詳細に観察し、アスベスト含有の疑いがある建材を特定します。書面調査や目視調査の結果でアスベストの含有が判別できない場合、分析調査を行います。分析調査では、建材のサンプルを採取し、分析機関でアスベスト含有の有無を確認します。

なお、令和4(2022)年4月から、工事の規模によって行政への報告が義務化され、令和5(2023)年10月からは有資格者による事前調査が義務化されています。



天井に吹き付けられたアスベスト



アモサイト（アスベストの一種）

出典:「アスベスト調査経費助成事業のパフレット」三鷹市

目標
3

(2) 光化学スモッグ対策

光化学スモッグは、工場や自動車等から排出される窒素酸化物(NO_x)や揮発性有機化合物(VOC)等が太陽光線を受けて、光化学反応を起こすことによりオゾン等(光化学オキシダント)が生成され、大気中で拡散されずに滞留することで、上空に白いモヤがかかったような状態になることです。三鷹市を含む東京都や全国的にも、注意報が発令される状況にあり、発生メカニズムの十分な解明やより広域的な対策が必要です。

引き続き、発生源に対する施策を展開していきます。

具体的な環境施策

- 光化学スモッグの発生原因である揮発性有機化合物の排出削減に向けた啓発・指導を行います。
- 工場・事業場における原因物質の排出を抑制するため、事業者が行う設備改善を支援します。
- 自転車交通環境の整備や交通ネットワークを構築することにより、自動車利用の抑制を図ります。
- プラグインハイブリッド車や電気自動車等といった、より排出ガスの少ない自動車の普及を進めるため、EV充電器の設置を推進します。
- 光化学スモッグの発生状況や原因等について、情報提供を行います。

環境保全行動指針

みたか環境活動推進会議委員が市民の皆様からいただいた、日々実践しているアクション(原文)などを含みます。

市民

- ・ 車を運転する際には、エコドライブを心がけ、車を購入する際には、ハイブリッド車や電気自動車など、環境に配慮したより低公害な車を選びます。
- ・ 公共交通機関や自転車を利用し、自動車の使用を控えます。

事業者

- ・ 余裕をもった運行やアイドリングストップ、適正な整備点検など、エコドライブを徹底します。
- ・ 光化学スモッグ発生の原因である揮発性有機化合物(VOC)の排出を抑制するため、作業工程の改善や原材料の転換などに取り組みます。
- ・ 社用車等は低公害車に切り替えます。

目標
3

(3) 地下水保全

昭和50年代から継続してきた、市内井戸における地下水の水質調査では、比較的低濃度ではあるものの広範囲にわたり、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染が見られるものの、徐々に改善が見られます。一方、近年では、地下水中のPFASによる汚染が懸念されていますが、毒性や人体への影響については、解明されていない部分が多く、今後も調査・研究が進められることから、引き続き国や都の動向を注視していく必要があります。

具体的な環境施策

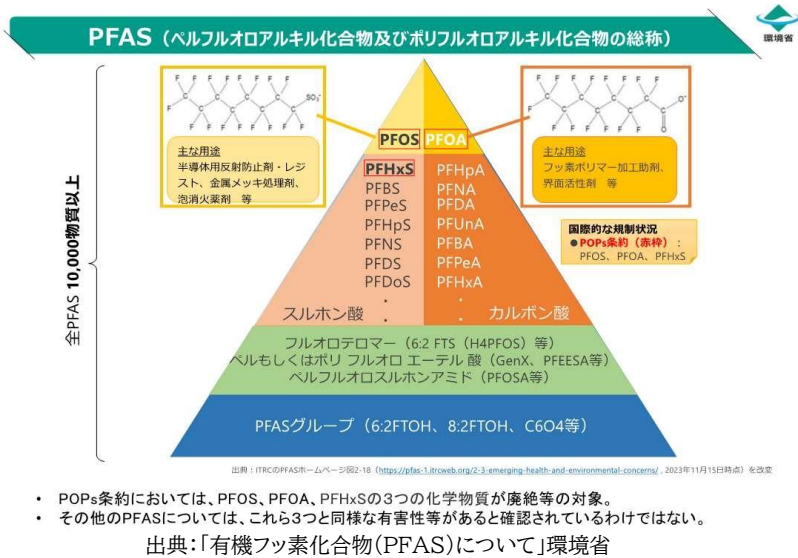
- 工場・指定作業場の廃止等の契機をとらえ、地下水汚染の原因となり得る土壌汚染の調査・対策について、適切な指導を行います。
- 工場・指定作業場等において、有害物質の適正な管理がなされるよう、必要な情報提供や指導を行います。
- 地下水中のトリクロロエチレン等の汚染状況をモニタリングし、調査結果はホームページ等で公表します。
- PFASの指針値(暫定)を超過した井戸については、モニタリングを継続し、調査結果はホームページ等で公表します。
- 国によるPFASのリスク評価等の検討状況等、国や都の動向を注視するとともに、最新の科学的知見などの収集に努めます。

地下水汚染、PFAS

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。PFASには撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用反射防止剤等の幅広い用途で使用されています。PFASの中でも、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、幅広い用途で使用されてきましたが、現在では、国内での使用・製造が原則禁止されています。

国は、水道水について、令和2(2020)年にPFOS・PFOAを水質管理目標設定項目に位置付け、当時の科学的知見に基づき安全側に立つという考えから、PFOS・PFOAの合算値で50ng/L以下とする暫定目標値を定めました。また、公共用水域や地下水についても暫定指針値として同様にPFOSとPFOAの合算値で50ng/Lと定めています。

令和6(2024)年に実施した三鷹市内地下水汚染調査では、市内の井戸114か所中7か所で暫定指針値を超過する結果となりました。



(4) 光害対策

麻布にあった東京天文台(現:国立天文台)が三鷹市大沢へ移転して、令和6(2024)年で100年を迎えました。三鷹市はこれまで、「天文台のあるまち三鷹」として、様々な事業で連携・協力を重ねてきましたが、いま三鷹の星空が失われようとしています。過度なネオンサイン、構造の不完全な街路灯やライトアップなどから漏れる光によって夜空が明るくなっており、これを「光害(ひかりがい)」と呼んでいます。光害は星空を見えにくくするだけでなく、動植物の生育や繁殖を妨げたり、光が窓面にあたり、安眠を妨げたりします。また、不快なまぶしさは歩行者やドライバーの安全性を低下させることもあり、必要ない範囲を照らすことはエネルギーの無駄遣いとなっています。

具体的な環境施策

- 開発事業により発生する光害を防止するため、環境配慮制度に基づく指導を行います。
- 「三鷹市光害防止指導指針」に基づき、光害の防止に努めます。
- 「星空の街・あおぞらの街」全国協議会の趣旨に則り、大気環境保全意識の高揚を図ります。
- 光害に関する情報を収集し、ホームページなどにより光害防止のための普及啓発を図ります。

光害

「光害」は「ひかりがい」と読みます。照明の設置方法や配光が不適切で、景観や周辺環境への配慮が不十分なために起こる様々な影響をいいます。

【光害による影響の例】

●エネルギーのムダ！

過剰な明るさや不必要な方向に漏れた光は、エネルギーのムダです。他より目立とうと明るさを競うと、大幅なエネルギー浪費につながります。デザインを工夫するなど、明るさに頼らず、周辺環境に配慮した照明を使いましょう。

●居住者への影響！

道路・街路などの人工照明の光が住居内へ強く差し込むと、居住者の安眠、プライバシーなどに影響を及ぼすことがあります。

●研究・教育活動への影響！

人工照明から出る光が上方向に漏れることで、夜空の明るさが増加し、星が見えにくくなっています。研究・教育活動としておこなわれる天文観察に影響が生じています。



出典:「光害について」環境省

環境目標4 人と自然の共生



市内には、国分寺崖線、国立天文台や国際基督教大学等のまとまりのある樹林地や土の香りを感じさせる農地、地域の風土を伝承する社寺林や屋敷林など、様々な緑が残っています。また、野川・仙川・玉川上水及び神田川といった河川や湧水など、恵まれた水資源も三鷹市の特徴の一つです。

しかしながら、緑被率や農地面積は減少傾向にあり、宅地開発や東京外かく環状道路事業等による樹林地や農地等の減少が要因の一つとなっており、引き続き、緑の創出・保全を図っていくことが求められています。

都市における貴重な自然を守り、鳥や動物、生き物などの生息環境である緑のネットワーク形成や絶滅危惧種等への配慮など生物多様性の保全を図りながら、「緑と水の公園都市」にふさわしい自然と共生する良好な環境をめざします。

達成指標

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
緑被率	32.20%	現状維持に努める
生垣化率	21.8%	22.0%
屋上緑化	404箇所 32,250㎡	450箇所 35,000㎡
市域面積に対する公園 緑地の割合	5.02%	5.04%
農地面積	141ha	132ha
学校給食における市内 産農産物使用率	21.6%	30.0%
雨水浸透ますの設置数	82,981基	87,500基



目標
4

(1) 緑化

緑豊かな地域づくりを進めていくためには、公園や街路樹などの緑のほか、多くを占める住宅や事業所の緑化、農地や屋敷林など民有地の緑の保全と緑化を推進していくことが必要です。市民緑化事業の充実や緑を守り育てるため各種講座の開催、市民・事業者との協働による民有地緑化などに取り組み、「“百年の森”構想」※の実現に向けて、市域全体に散在する緑をつなげて「緑のまち」をめざします。そして、生物多様性の保全にも寄与する緑の創出・保全に取り組みます。

※「“百年の森”構想」とは三鷹市がめざす「緑と水の公園都市」を実現するための構想です。

具体的な環境施策

- 緑豊かな街並みを誘導するため、接道部緑化を推進します。
 - 壁面・屋上の緑化工事費を助成し、緑を創出します。
 - 市民グループが行う緑化活動に対する支援制度の充実を図ります。
 - 花いっぱい運動や誕生記念樹の配布を行うなど、緑化を推進します。
 - 公園緑地や公共施設等の植栽など、市が整備する空間には、在来種による緑化を行うなど、自然の生態系や生物多様性に配慮します。
- ※施策の詳細は「緑と水の基本計画2027」において取りまとめ、推進していきます。

環境保全行動指針

みたか環境活動推進会議委員が市民の皆様からいただいた、日々実践しているアクション（原文）などを含みます。

市民

- ・ 庭やベランダ、屋上、壁面、駐車場など、敷地内の緑化に努めます。
- ・ 地域の緑の保全及び緑化活動、公園等の美化活動に参加します。

～市民が実践しているアクション～

- ・ 朝顔やヘチマを育て、グリーンカーテンにしています。
- ・ 段ボールコンポストで家庭菜園の肥料を作っています。
- ・ お風呂の水でお花の水やりをしています。

【緑化助成制度】

三鷹市では、緑化工事を行う方に助成を行っています。
(詳しくは、三鷹市公式ホームページをご参照ください。)



事業者

- ・ 庭やベランダ、屋上、壁面、駐車場など、敷地内の緑化に努めます。
- ・ 周辺と調和した質の高い緑を創出し、景観へ配慮します。

目標
4

(2) 農地・緑地の保全

農地の減少を抑制し、その保全が図られるよう、引き続き生産緑地制度を積極的に活用し、生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地の指定等を推進しながら、都市農地保全を目的とした都市計画制度の活用を検討するとともに、市民農園等の充実を図っていきます。また、樹林地等についても、健全な雑木林として維持していくための萌芽更新や剪定、市民への開放など、身近な緑として価値あるものと実感できるように、「農のある風景」の活用についても取り組んでいきます。

具体的な環境施策

- 大沢の里、牟礼の里、丸池の里の豊かな地域資源の保全と活用に取り組みます。
- 牟礼の里農園(仮称)の整備など、農空間を活用して農業と市民との交流、農業とのふれあいの場づくりを行っていきます。
- 農地保全を可能とするため、相続税等の税制に関する軽減措置の拡充や生産緑地制度の改善等について、国等へ要請していきます。
- 市内農産物の学校給食での使用拡大、直売所のデジタル化による情報発信など、地産地消の拡大を図ります。
- 特に重要な樹林地等の緑地を対象として、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」の適用により、緑地の保全を行います。
※施策の詳細は「緑と水の基本計画2027」及び「農業振興計画2027」において取りまとめ、推進していきます。

環境保全行動指針

みたか環境活動推進会議委員が市民の皆様からいただいた、日々実践しているアクション(原文)などを含みます。

市民

- ・ 緑に対する理解を深め、緑の保全及び緑化活動などを主体的に行います。
- ・ 緑地、樹林地など身近な緑に親しみます。
- ・ 農業体験など農とのふれあいの場に参加します。
- ・ 農地の多面的機能や農に関連する活動や取組の歴史などの理解に努めます。

～市民が実践しているアクション～

- ・ メイドイン三鷹！地元のお野菜を食べています。

事業者

- ・ 緑に対する理解を深め、緑の保全及び緑化活動などを主体的に行います。
- ・ 都市の生活環境と調和しながら、市民と理解し合える農業を実現します。
- ・ 循環型農業等の環境に配慮した農業を推進します。

目標
4

(3) 水循環

かつての三鷹は国分寺崖線や仙川周辺、井の頭池といった、湧水の豊富な地域でした。しかし、都市化の進展による樹林地や農地の減少、アスファルト舗装などにより、地下に浸透する雨水量が減少したため、湧水が減少してきました。

地下浸透する雨水量の減少は都市型水害の一因となり、湧水減少による河川流量の減少は水質汚濁を引き起こします。また、土壌中に蓄えられた水分は、ヒートアイランド現象を緩和するなど、健全な水循環の保全・再生は、快適なまちをつくるうえで大変重要です。

具体的な環境施策

- 雨水を地下に浸透させるため、公共施設・民間建築物・住宅等への雨水浸透ますの設置を促進します。
 - 雨庭(レインガーデン)の整備に取り組みます。
 - 地下水の涵養と水たまり解消、植栽保全を図るため、特に歩道においては透水性舗装を採用した道路整備を進めます。
- ※施策の詳細は「緑と水の基本計画2027」において取りまとめ、推進していきます。

環境保全行動指針

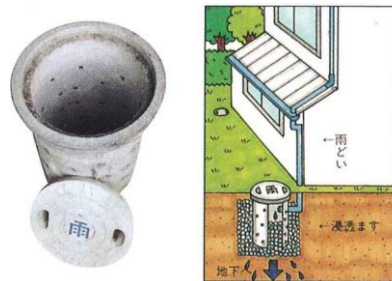
みたか環境活動推進会議委員が市民の皆様からいただいた、日々実践しているアクション(原文)などを含みます。

市民

- ・ 雨水浸透ますを設置し、雨水を地下に浸透させます。
- ・ 雨水タンクを設置するなど、雨水利用を図ります。

【雨水浸透ます設置事業】

三鷹市では、既存住宅に雨水浸透ますを公費で設置する事業を行っています。
(詳しくは、三鷹市公式ホームページをご参照ください。)



事業者

- ・ 事業所には、雨水浸透ますや透水性舗装などを設置します。
- ・ 雨水や再生水をトイレ洗浄水等の雑用水として利用します。
- ・ 道路の排水溝に不要になった油やごみなどを捨てません。

第5章 計画の推進に向けて

本計画を推進し、「循環・共生・協働のまち みたか」を実現するために、市民・団体・事業者・市及び「みたか環境活動推進会議」といった地域の様々な主体が連携・協働して施策を推進します。

本計画の進捗管理については、「三鷹市環境保全審議会」において目標の達成状況等の進捗管理を行っていきます。

庁内の取組の推進については、三鷹市独自の環境マネジメントシステム「みたかE-Smart」のPDCAサイクルの運用により環境施策の推進、点検、評価を行い継続的な改善を図るとともに、「三鷹市環境委員会」における審議結果等に基づき、見直し及び改善の指示が行われます。

また、実績等については、報告書に取りまとめるとともに、広報・ホームページ等を通じて公表します。

みたか環境活動推進会議（愛称「みんなの環境」）

公募で集まった市民・団体・事業者から構成される組織で、「循環・共生・協働のまち みたか」の実現をめざすという目的の下、市民の環境保全意欲増進に向けた啓発活動などを、市民・事業者・市の協働により実施するとともに、省エネルギー活動を推進する人材の育成を図ります。

また、施策の進捗状況や達成状況をもとに、継続的に環境活動の改善を図っていきます。

三鷹市環境保全審議会

市長の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議し、施策の進捗状況や達成状況について検証・提言します。

環境マネジメントシステム「みたかE-Smart」

三鷹市独自の環境マネジメントシステムを運用し、市の事務事業と一体化した環境負荷低減の取組と環境貢献活動を推進します。

三鷹市環境委員会

市長を委員長とし、市の環境施策全般及び環境マネジメントシステムに関する重要事項を審議します。審議事項は、本計画の施策の推進、点検、評価等に関するもののほか、省エネルギー及び地球温暖化対策推進に関することなどです。



「みんなの環境」による啓発活動
(ふじみまつり)



「みんなの環境」による啓発活動
(環境講座)

三鷹市環境基本計画2027

令和7（2025）年3月

発行 三鷹市
住所：三鷹市野崎一丁目1番1号
法人番号：8000020132047

作成 三鷹市生活環境部環境政策課
電話：0422（29）9612（直通）

再生紙を使用しています。

